

地方独立行政法人加古川市民病院機構役員報酬規程

制定 平成23年4月1日
規程番号 第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方独立行政法人加古川市民病院機構職員就業規則の適用を受ける職員をいう。
- (2) 職員兼務役員 職員業務を兼務する常勤の役員をいう。
- (3) 常勤役員 常勤の役員であって、職員兼務役員及び非常勤職員兼務役員以外の者をいう。
- (4) 非常勤役員 非常勤の理事及び監事をいう。
- (5) 非常勤職員 地方独立行政法人加古川市民病院機構非常勤職員就業規則の適用を受ける職員をいう。
- (6) 非常勤職員兼務役員 非常勤職員業務を兼務する常勤の役員をいう。

(役員の報酬等)

第3条 常勤役員には、給料、通勤手当及び業績手当を支給する。

2 非常勤役員には、非常勤役員手当を支給する。

3 職員兼務役員には、地方独立行政法人加古川市民病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）又は地方独立行政法人加古川市民病院機構医師給与規程（以下「医師給与規程」という。）の規定により計算される給与のほか、役員の報酬として第8条に定める役員手当を支給する。

4 非常勤職員兼務役員には、地方独立行政法人加古川市民病院機構非常勤職員給与規程（以下「非常勤職員給与規程」という。）の規定により計算される給与のほか、役員の報酬として第8条に定める役員手当を支給する。

(報酬の支給日)

第4条 職員兼務役員及び常勤役員の報酬の支給日は、給与規程又は医師給与規程の例による。

2 非常勤役員の報酬の支給日は、理事長が別に定める。

3 非常勤職員兼務役員の報酬の支給日は、非常勤職員給与規程の例による。

(給料)

第5条 常勤役員の給料の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 理事長 月額 900,000 円

(2) 前号以外の者 月額 900,000 円以下で理事長が定める額

(常勤役員の通勤手当)

第6条 常勤役員の通勤手当の支給額及び支給方法については、給与規程又は医師給与規程の例による。

(業績手当)

第7条 業績手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職又は死亡によりその職を離れた者についても同様とする。

2 業績手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡による離職の日現在）において同項に規定する者が受けるべき給料の月額に当該給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては、100分の187.5、12月に支給する場合においては、100分の202.5を乗じて得た額とする。

3 前項の業績手当の額を定めるに当たっては、地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会が

行う業績評価の結果、法人の経営状況その他役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による業績手当の額の100分の20の範囲内で、理事会で決定する割合によりこれを増額し又は減額することができるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、業績手当の支給方法については給与規程に定める期末手当の例による。

(役員手当)

第8条 職員兼務役員及び非常勤職員兼務役員の役員手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 理事長 月額 200,000円
- (2) 副理事長 月額 100,000円
- (3) 理事 月額 50,000円

(非常勤役員の報酬)

第9条 非常勤役員手当の額は、月額 30,000円とする。

2 非常勤の役員には、前項に定める額のほか、当該役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給する。

(退職手当)

第10条 常勤の役員が退職又は任期満了若しくは死亡したときは、退職手当を支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号により解任された場合を除く。）は、当該役員に退職手当は支給しない。

2 職員兼務役員及び非常勤職員兼務役員の退職手当の額は、第8条に規定する役員手当の額に地方独立行政法人加古川市民病院機構定款第10条に規定する任期における在職期間の月数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定は、常勤役員の退職手当の額の算定に準用する。この場合において、同項中「役員手当の額」とあるのは「役員手当の額に相当する額」とする。

4 在職期間の月数は、常勤の役員に任命又は再任された日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までとする。ただし、一箇月未満の端数が複数ある場合において、当該端数を合算した日数が30日以上となるときは、一箇月とする。

5 第2項及び第3項に規定する退職手当の額を定めるに当たっては、法人の経営状況その他役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、同項の規定により計算した額の100分の20の範囲内で、任命権者が決定する割合によりこれを増額し又は減額することができるものとする。

(旅費)

第11条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、地方独立行政法人加古川市民病院機構旅費規程の定めるところによる。

(準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬の支給方法については、職員又は非常勤職員の例による。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(制定及び改廃)

第14条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決裁による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第59号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年規程第 10 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、2022年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に任命された常勤の役員が、退職又は任期満了若しくは死亡した場合における第10条第3項に規定する在職期間は、施行日から起算するものとする。